



# 埼玉県報

第 2 5 2 4 号  
平成 2 5 年 9 月 6 日  
金 曜 日

## 目 次

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [羽尾表前土地改良区営土地改良事業羽尾表前地区\(基盤整備促進事業\)の換地処分\(東松山農林振興センター\)](#)
- [農地保有合理化事業規程の変更承認\(農業ビジネス支援課\)](#)
- [建設業法第29条第1項の規定に基づく許可取消処分\(建設管理課\)](#)
- [運転免許試験受験マルチシステムの賃貸借に関する落札者等の公示\(会計課\)](#)
- [県道蓮田杉戸線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田杉戸線の供用の開始\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [県立4病院の灯油\(平成25年度8月・9月分\)の共同購入に係る落札者等の公示\(経営管理課\)](#)
- [運転免許取得者教育に係る申請事項変更に伴う公安委員会告示\(運転免許課\)](#)
- [指定講習機関の代表者変更届出に伴う公安委員会告示\(運転免許課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千二百九十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人合

三 代表者の氏名

松實 宏

四 主たる事務所の所在地

埼玉県越谷市大字上間久里千五十一番地二 三井せんげん台ハイツ五百二十

一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる障害を持つ人と高齢者に対し、地域に根ざした生活を快適に過ごし、安心して豊かな暮らしを送ることができる新しい福祉システムの構築をする事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年八月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人鶴ヶ島第二小学校区地域支え合い協議会
- 三 代表者の氏名  
柴崎 光生
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県鶴ヶ島市鶴ヶ丘三百五十八番一 鶴ヶ島第二小学校南校舎一階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、鶴ヶ島第二小学校区（鶴ヶ島市立小・中学校通学区）に関する規則に規定する鶴ヶ島市立鶴ヶ島第二小学校の通学区をいう。）及びその近隣地域の住民（以下単に「住民」という。）に対し、地域に係る防災、地域における福祉、子育て及び子どもの健全育成、環境の保全並びにまちづくりに関する事業等（以下「取組事業」という。）を行うとともに、住民が互いに協力して取組事業を行う気運の醸成及び機会の提供を行うことにより、住民が相互に支え合う、誰もが安全で安心して暮らせる新たな地域社会を創造することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年八月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人マンション談話室ウイン・ウイン
- 三 代表者の氏名  
今津 賀昭
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市大字上安松千三百四十一番地の六
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県西部地区のマンションの住生活をより快適にし、建物の保全を推進し、及び周辺地域の環境改善を図るとともに永続的な街づくりと地域文化の継承を図ることによって、明るい未来像を創設することに寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千二百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十五年八月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人幸手げんき社

三 代表者の氏名

島田 正己

四 主たる事務所の所在地

埼玉県幸手市緑台一丁目六十番五号 オリオンビル一階

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者（以下、「高齢者等」という。）に対して働く場を提供するとともに、子育て中の主婦や独居老人の支援並びに各種教室等の運営等の活動をおして地域経済の活性化と高齢者等の健康増進を図ることを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第千二百九十四号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十五年九月三日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
医療法人青木会青木中央クリニック	埼玉県川口市柳崎三丁目七番二十四号	平成二十八年九月三日
医療法人新青会川口工業総合病院	埼玉県川口市青木一丁目十八番十五号	同右
医療法人三誠会川口誠和病院	埼玉県川口市江戸三丁目三十五番四十六号	同右
埼玉協同病院	埼玉県川口市木曾呂千三百十七番地	同右
秀和総合病院	埼玉県春日部市谷原新田千二百番地	同右
獨協医科大学越谷病院	埼玉県越谷市南越谷二丁目一番五十号	同右
メディカルトピア草加病院	埼玉県草加市谷塚一丁目十一番十八号	同右
医療法人正務医院	埼玉県草加市青柳五丁目十二番十三号	同右
さいたま市立病院	埼玉県さいたま市緑区大字三室二千四百六十番地	同右
医療法人社団幸正会岩槻南病院	埼玉県さいたま市岩槻区大字黒谷二千二百五十六番地	同右
ここのす共生病院	埼玉県鴻巣市本町六丁目五番十八号	同右
坂戸中央病院	埼玉県坂戸市南町三十番八号	同右

埼玉医科大学総合医療センター	埼玉県川越市大字鴨田字辻道町千九百八十一番地	平成二十八年九月三日
医療法人社団桜友会所沢ハートセンター	埼玉県所沢市上新井二丁目六十一番地の十一	同右
武蔵台病院	埼玉県日高市大字久保二百七十八番十二	同右
埼玉医科大学国際医療センター	埼玉県日高市山根千三百九十七番地一	同右
行田中央総合病院	埼玉県行田市富士見町二丁目十七番地十七号	同右
医療法人仁寿会山田病院	埼玉県羽生市大字上新郷五千九百三十九番地	同右
蓮田整形外科	埼玉県蓮田市東六丁目四番二十八号	同右
熊谷生協病院	埼玉県熊谷市上之三千八百五十四番地	同右
深谷中央病院	埼玉県深谷市原郷五百番地	同右

# 告 示

埼玉県告示第千二百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオヒ口浅間台店

埼玉県上尾市浅間台二 一 二外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 有限会社ヤオヒ口 代表取締役 今井博幸

埼玉県上尾市弁財一丁目五番三十号

河原塚久

埼玉県上尾市大字小泉千三十 二

（変更後） 株式会社ヤオヒ口 代表取締役 今井博幸

埼玉県上尾市弁財一丁目五番三十号

## ハ 変更年月日

平成二十年三月二十一日外

## 二 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

## ニ 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

□ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千二百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオヒ口浅間台店

埼玉県上尾市浅間台二 一 二外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千四百八十八平方メートル

（変更後）千三百六十九平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一九台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一三五台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 五八台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 六五台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 七〇平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一三〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 四〇立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 四三立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前九時から翌午前〇時

（変更後）午前九時から午後九時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）駐車場一 午前八時から翌午前〇時三十分

駐車場二 午前八時から午後十時

（変更後）駐車場一 午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場二 午前八時三十分から午後九時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 六か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 八か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後十時

(変更後) 荷さばき施設一 午前六時から午後九時

荷さばき施設二 午前六時から午前八時三十分

八 変更年月日

平成二十六年四月二十四日

二 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー越谷蒲生茜町店

埼玉県越谷市蒲生茜町二十五 八外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野幸夫

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## ニ 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

## 二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー草加原町店

埼玉県草加市原町二丁目三番一

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ヤオコー草加原町店

（変更後）ヤオコー草加原町店

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外未定

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市脇田本町一番地五

株式会社セキ薬品 代表取締役 関伸治

埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台西四 九 二

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

## 二 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

## ニ 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千二百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー三郷中央店

埼玉県三郷市新和一丁目五十二番地一

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ヤオコー三郷中央店

埼玉県三郷市三郷中央地区百二十九街区 四外

（変更後）ヤオコー三郷中央店

埼玉県三郷市新和一丁目五十二番地一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## 八 変更年月日

平成二十五年四月一日外

## 二 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

## 二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座店A棟

埼玉県新座市野火止七丁目一 二十五

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ヤオコー新座店

（変更後）ヤオコー新座店A棟

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

## ニ 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

## 二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

## 告 示

埼玉県告示第千二百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座店B棟

埼玉県新座市野火止七丁目八 十四、八 二十一

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）ヤオコー新座店

（変更後）ヤオコー新座店B棟

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては代表者の氏名

（変更前）未定

（変更後）株式会社ハンプティードンプティー 代表取締役 貫井哲夫

群馬県前橋市青柳町百九十八

株式会社チヨダ 代表取締役 船橋浩司

東京都杉並区成田東四丁目三十九番八号

株式会社マツクハウス 代表取締役 白土孝

東京都杉並区梅里一丁目七番七号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博文

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

### ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日外

### ニ 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

### 二一 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千三百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座栗原店

埼玉県新座市栗原一丁目千二百二十二番地

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

## 二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

### ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千三百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー所沢美原店

埼玉県所沢市美原町四丁目二千九百七十八 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

## 二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

### ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千二百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・マーケットプレイス川越的場

埼玉県川越市的場新町二十一 七外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

## 二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## ロ 意見書提出先



# 告示

埼玉県告示第千二百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー若葉駅西口店

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金字大境八百五十二番一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

（変更後）株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

## ハ 変更年月日

平成二十五年四月一日

## 二 届出年月日

平成二十五年八月二十三日

## 二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

### ロ 意見書提出先



# 告 示

埼玉県告示第千二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）SD・G5行田持田店

埼玉県行田市大字持田字油免二千二百二十外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

ダイワロイアル株式会社 代表取締役 原田健

東京都千代田区飯田橋三丁目十三番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社アルペン 代表取締役 水野泰三

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目九番四十号

ノムラ株式会社 代表取締役 野村泰豪

埼玉県行田市持田二千二百二十一番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年四月二十八日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千四百四十四平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二二三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七二台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 二三一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二五立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時三十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時三十分

ト 届出年月日

平成二十五年八月二十七日

二 縦覧期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年九月六日から平成二十六年一月六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、羽尾表前土地改良区理事長から、平成二十五年八月二十六日に、羽尾表前土地改良区営土地改良事業羽尾表前地区（基盤整備促進事業）の換地処分をした旨の届出があつた。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百八号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第二項において準用する同法第七条第三項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を承認したので、同法第八条第二項において準用する同法第七条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更の承認に係る農地保有合理化事業の実施に関する規程

公益社団法人埼玉県農地保有合理化事業実施規程

二 変更承認年月日

平成二十五年八月二十九日

三 変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業

農地売渡信託等事業

農地貸付信託事業

農業生産法人出資育成事業

研修等事業

## 告 示

埼玉県告示第千二百九号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十五年九月五日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

有限会社ディースタイル

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県熊谷市中恩田一四〇番地一

ハ 代表者の氏名

堀 大介

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般 二十四）第六一六六五号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

有限会社ディースタイルの代表取締役は、平成二十二年八月二十六日にさいたま地方裁判所熊谷支部から自動車運転過失傷害により禁錮一年二月（執行猶予三年）の判決を受け、平成二十二年九月十日に刑が確定した。

有限会社ディースタイルは、平成二十四年六月二十一日收受の埼玉県知事に対する建設業許可申請書に建設業法第八条各号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した略歴書を添付し、不正の手段により平成二十四年七月二十七日付けで建設業更新許可を取得した。

このことは、建設業法第二十九条第一項第五号に該当する。

# 告 示

埼玉県告示第千二百十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
運転免許試験受験マルチシステムの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂  
3 丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成25年7月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3丁目3番23号
- 5 落札金額  
47,019,420円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成25年5月10日

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年九月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

一 道路の種類 県道

二 路線名 蓮田杉戸線

三 道路の区域

旧新別	旧 A	新 A	旧新 B
区 間	白岡市太田新井字堂ヶ島九三〇番四 地先から同市太田新井字海老島一三 九八番地先まで		白岡市太田新井字堂ヶ島九三二番七 地先から同市太田新井字海老島一三 五七番五地先まで
敷地の幅員 (メートル)	一〇・九〇〃 一三・五〇	一〇・九〇〃 一四・六〇	九・八〇〃 一三・一八
延 長 (メートル)	一〇七・八六		九二・三〇
備 考	平成二十二年七月十三日付け杉戸県 土整備事務所長告示第十四号の道路予 定区域の一部変更である。		

## 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十五年九月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年九月六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

<p>蓮田杉戸線</p>	<p>路線名</p>
<p>白岡市太田新井字堂ヶ島九三〇番四地先から 同市太田新井字海老島一三九八番地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十五年九月九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十五年九月六日付け杉戸 県土整備事務所長告示第十二号で 告示した道路区域の変更の供用開 始である。(海老島橋) 延長 一〇七・八六メートル</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年八月二十八日

指令川建セ第二四 三九二号

二 検査済証番号

平成二十五年八月二十九日

川建セ第二五 六四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字小川字日向山一五一 番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字小川一五一 番地二

田嶋 昇

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十五年四月十七日

指令川建セ第二四 一六八号

二 検査済証番号

平成二十五年八月三十日

川建セ第二五 六六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字中曾根字西組三五八番一、三五九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字中曾根三五八番地

長嶋 友秀

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十五年九月六日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十四年六月二十一日

指令川建セ第二四 一三 号

二 検査済証番号

平成二十五年九月二日

川建セ第二五 六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字能増字大松六三五番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字能増五六八番地

高橋 邦明

# 告 示

## 埼玉県病院事業告示第八十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年九月六日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

灯油 JIS 1号 449,300リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当

埼玉県熊谷市板井 1696 番地

(2)埼玉県立がんセンター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地

(3)埼玉県立小児医療センター事務局管財担当

埼玉県さいたま市岩槻区馬込 2100 番地

(4)埼玉県立精神医療センター事務局管財担当

埼玉県北足立郡伊奈町小室 818 番地 2

3 落札者を決定した日

平成 25 年 7 月 19 日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社ニューオイル

埼玉県志木市本町一丁目 6 番 15 号

5 落札金額

37,599,670 円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成 25 年 6 月 21 日

## 告 示

埼玉県公安委員会告示第181号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により認定した者から、  
運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項  
の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年9月6日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

名称（施設の名称）	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
株式会社秩父中央自動車学校 （秩父中央自動車学校）	代表者の氏名	浅見 和也	浅見 禄郎

## 告 示

埼玉県公安委員会告示第182号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成25年9月6日

埼玉県公安委員会委員長 上 岡 悦 子

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
秩父中央自動車学校	代表者の氏名	浅見 和也	浅見 禄郎

# 告示

埼玉県選管告示第九十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十五年九月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝瀬 副次

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人 鳩ヶ谷啓和会 特別養護老人ホーム ベルホーム	埼玉県川口市大字辻九百五十八番地
老人ホーム	社会福祉法人 鳩ヶ谷啓和会 ケアハウス ベルハウス	埼玉県川口市大字辻九百五十八番地
老人ホーム	社会福祉法人 栄光会 特別養護老人ホーム かわぐちロイヤルの園	埼玉県川口市大字西立野四十八番地
老人ホーム	株式会社日本ヒューマンサポート 介護付有料老人ホーム ヒューマンサポート春日部	埼玉県春日部市備後西五丁目一番四十四号